

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東部大阪都市計画生産緑地地区を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに東大阪市に意見書を提出することができる。

令和8年6月23日

東大阪市長 野田 義和

1 都市計画を定める土地の区域

東大阪市善根寺町一丁目から善根寺町五丁目まで、日下町一丁目から日下町八丁目まで、西石切町一丁目から西石切町六丁目まで、中石切町三丁目から中石切町六丁目まで、東石切町二丁目及び東石切町六丁目、北石切町、布市町一丁目から布市町四丁目まで、元町一丁目及び元町二丁目、池之端町、弥生町、額田町、宝町、立花町、南荘町、喜里川町、河内町、五条町、客坊町、東山町、新池島町二丁目及び新池島町三丁目、上四条町、六万寺町一丁目から六万寺町三丁目まで、上六万寺町、下六万寺町一丁目から下六万寺町三丁目まで、若草町、御幸町、瓢箪山町、池島町一丁目から池島町三丁目まで、横小路町一丁目から横小路町六丁目まで、鴻池徳庵町、鴻池元町、中鴻池町一丁目及び中鴻池町二丁目、東鴻池町一丁目及び東鴻池町三丁目から東鴻池町五丁目まで、新鴻池町、川田二丁目から川田四丁目まで、古箕輪一丁目、三島一丁目から三島三丁目まで、本庄一丁目、本庄中一丁目、本庄西一丁目及び本庄西三丁目、横枕南、角田一丁目から角田三丁目まで、箕輪一丁目及び箕輪二丁目、島之内二丁目、新庄一丁目から新庄四丁目まで、新庄南、新庄西、稲葉一丁目から稲葉四丁目まで、松原一丁目、岩田町二丁目、岩田町五丁目及び岩田町六丁目、花園西町一丁目及び花園西町二丁目、西岩田一丁目、西岩田二丁目及び西岩田四丁目、吉田二丁目から吉田八丁目まで、瓜生堂二丁目、若江東町一丁目から若江東町六丁目まで、若江南町一丁目から若江南町三丁目まで及び若江南町五丁目、若江北町一丁目から若江北町三丁目まで、若江西新町一丁目及び若江西新町二丁目、花園東町二丁目及び花園東町三丁目、玉串町東一丁目から玉串町東三丁目まで、玉串町西一丁目から玉串町西三丁目

目まで、玉串元町二丁目、吉原一丁目及び吉原二丁目、加納二丁目から加納七丁目まで、中新開二丁目、菱江一丁目から菱江三丁目まで、菱江五丁目及び菱江六丁目、水走一丁目から水走五丁目まで、今米一丁目及び今米二丁目、川中、吉田本町一丁目から吉田本町三丁目まで、吉田下島、稲田新町一丁目から稲田新町三丁目まで、森河内東一丁目及び森河内東二丁目、西堤西、川俣本町、川俣一丁目、楠根一丁目から楠根三丁目まで、七軒家、長田三丁目、長田西三丁目から長田西六丁目まで、長田中二丁目、長田中四丁目及び長田中五丁目、長田東一丁目、長田東三丁目及び長田東四丁目、西堤本通東二丁目、高井田中五丁目、西堤楠町二丁目及び西堤楠町三丁目、西堤本通西二丁目及び西堤本通西三丁目、新家一丁目及び新家三丁目、新家東町、新家西町、藤戸新田一丁目、荒本新町、荒本二丁目、荒本西三丁目、御厨四丁目、御厨中二丁目、御厨南二丁目、寿町二丁目、渋川町一丁目から渋川町三丁目まで、下小阪二丁目、下小阪四丁目及び下小阪五丁目、上小阪四丁目、東上小阪、南上小阪、友井一丁目、友井二丁目及び友井四丁目、衣摺三丁目から衣摺五丁目まで、大蓮北三丁目及び大蓮北四丁目、大蓮南四丁目及び大蓮南五丁目並びに近江堂一丁目地内

2 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市都市計画室

(2) 縦覧期間

令和8年6月23日から令和8年7月7日まで

3 意見書の提出先

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市都市計画室